

苫小牧市文化賞及び文化奨励賞規則

(平成3年7月15日・教育委員会規則第4号)

(目的)

第1条 この規則は、本市の文化の向上発達に関し事績の顕著なものを表彰し、本市の文化の普及振興を図ることを目的とする。

(表彰)

第2条 苫小牧市教育委員会（以下「委員会」という。）は、本市の文化の向上発達に関し特に事績が顕著である個人又は団体に、苫小牧市文化賞を贈る。

2 委員会は、本市の文化の向上発達に関し事績が顕著であり、かつ、今後の活動が特に期待される個人又は団体に、苫小牧市文化奨励賞を贈る。

3 前2項に規定する個人又は団体は、次の各号に掲げる分野において活動する個人又は団体でおおむね15年以上（前項の場合については、おおむね10年以上）その活動の場を本市内に有するものとする。

1 芸術 音楽、演劇、美術、文学、舞踊その他の分野

2 科学 自然科学、社会科学及び人文科学の分野

3 教育 学校教育及び社会教育（社会体育を含む。）の分野

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年11月3日に行う。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

(追彰)

第5条 表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、生前の日付により表彰し、表彰状及び記念品は、その遺族（遺族のないときは、本人の葬祭を行う者）に授与する。

(表彰の推薦)

第6条 表彰を受けるにふさわしいと認める個人又は団体を推薦しようとする者は、毎年7月末日までに苫小牧市文化賞・文化奨励賞表彰推薦書（様式）を委員会に提出しなければならない。

(表彰の決定)

第7条 委員会は、前条の規定により推薦された個人又は団体のうちから被表彰者を決定する。

2 委員会は、前項の規定による決定をする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ社会教育委員その他の有識者の意見を聴くものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。